第６号様式（第４条関係）

岡住第　　　号

　　年　　月　　日

認可申請者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　様

岡山市長　大森　雅夫

事業変更の認可ができない旨の通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった終身建物賃貸借事業の変更については、下記の理由により認可をすることができませんので通知します。

記

認可できない理由

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えをすることができなくなります。